

住宅宿泊事業に係る衛生講習会 開催案内

(令和7年3月～7月)

1 衛生講習会について

宿泊者の衛生の確保を図るため、住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者に対し、届出受理後、衛生管理に関する講習を受講しなければならない旨を県条例で定めています。

2 受講対象者

(1) 住宅宿泊事業者

(2) 住宅宿泊管理業者（衛生管理業務を再委託している場合はその受託者）

※管理業務担当者を異動等により変更している場合は、新たな担当者の受講が必要です。

3 日程及び受講方法

(1) 受講方法

Microsoft Teams を使用したオンライン講習会となります。自宅等のパソコンで受講してください。

(2) 日程

下記日程のうち、いずれか1日を選択し受講してください。

・令和7年3月26日（水） 13：30～14：30（予定）

・令和7年5月15日（木） 13：30～14：30（予定）

・令和7年7月17日（木） 13：30～14：30（予定）

※上記日程で都合が合わない場合、または保健所又は県庁での対面講習を希望する場合は、申込時、受講日時について「いずれも参加できない（別日程で受講する）」を選択してください。（今後の受講について、別途ご案内をさせていただきます。）

※対面での講習を希望される場合は、申込フォームの「連絡事項」欄にその旨を記載してください。

4 申込方法

下記フォームからお申込みください。県生活衛生課ホームページからもアクセスできます。

【URL】

<https://logoform.jp/f/G2WJ4>

【QRコード】



5 講習内容

(1) 宿泊者の衛生確保について

(2) その他の衛生管理について

(3) 住宅宿泊事業法関係法令について

6 受講後の取扱い

講習受講済である旨を、県生活衛生課ホームページで公表します。